

平成21年の大阪府の労働組合員数は前年より減少し、推定組織率は20.1%と前年より0.4ポイント上昇した。

平成21年の春季賃上げ、夏季一時金、年末一時金とも、マイナスになった。

平成20年度の労働相談件数は14,088件で、前年度比で約2.8%増加した。

1 労働組合の組織状況

我が国の労働組合について、厚生労働省の労働組合基礎調査報告によると、平成21年6月30日現在、全国の労働組合数は5万6,347組合（単位組合）、労働組合員数は1,007万7,506人であり、前年に比べて、組合数は850組合（1.5%）の減少となったが、組合員数は1万2,638人（0.1%）の増加となった（図表Ⅲ-4-1）。

推定組織率（雇用者数に占める労働組合員数の割合）は18.5%となり、0.4ポイント上昇した（図表Ⅲ-4-2）。

また、大阪府総合労働事務所が実施した「労働組合基礎調査」によると、平成21年6月30日現在の府内の

労働組合数は4,836組合で、前年（4,891組合）に比べて55組合（1.1%）減少した。一方、組合員数は77万2,111人で、前年（77万3,258人）に比べて1,147人（0.1%）減少した（図表Ⅲ-4-1）。

府内の推定組織率は20.1%となり、前年より0.4ポイント上昇した（図表Ⅲ-4-2）。

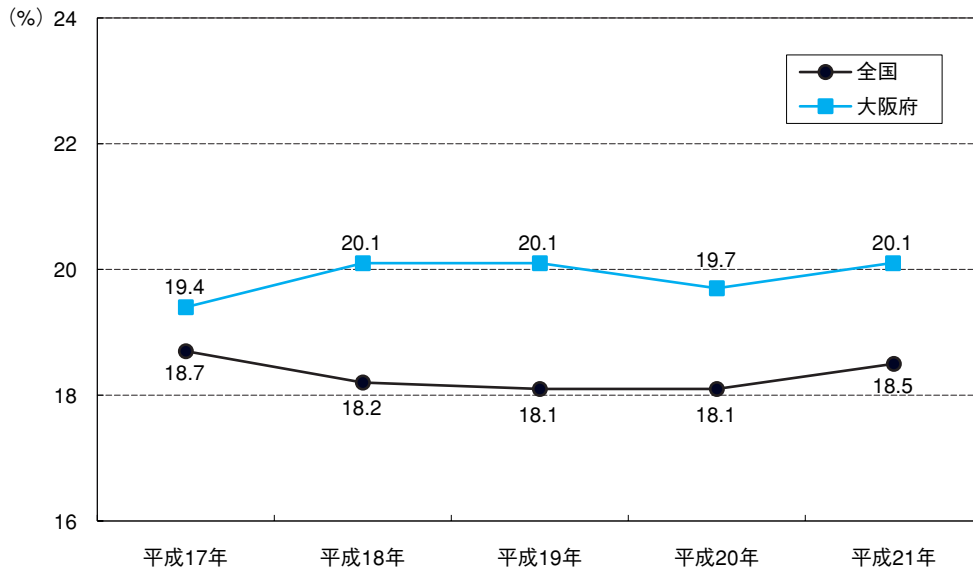
産業別の状況を見ると、労働組合員数は、製造業が20万5,529人と最も多く全体の26.6%を占め、次いで、「卸売業、小売業」の11万693人（全体の14.3%）、「運輸業、郵便業」の10万2,674人（同13.3%）、「公務」の5万4,748人（同7.1%）の順となっている（図表Ⅲ-4-3）。

図表Ⅲ-4-1 労働組合数及び組合員数の推移（大阪府）

年 度	大 阪 府		全 国	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数
平成17年	5,167	801,505	61,178	10,138,150
平成18年	5,077	783,119	59,019	10,040,580
平成19年	4,958	787,496	58,265	10,079,614
平成20年	4,891	773,258	57,197	10,064,823
平成21年	4,836	772,111	56,347	10,077,506

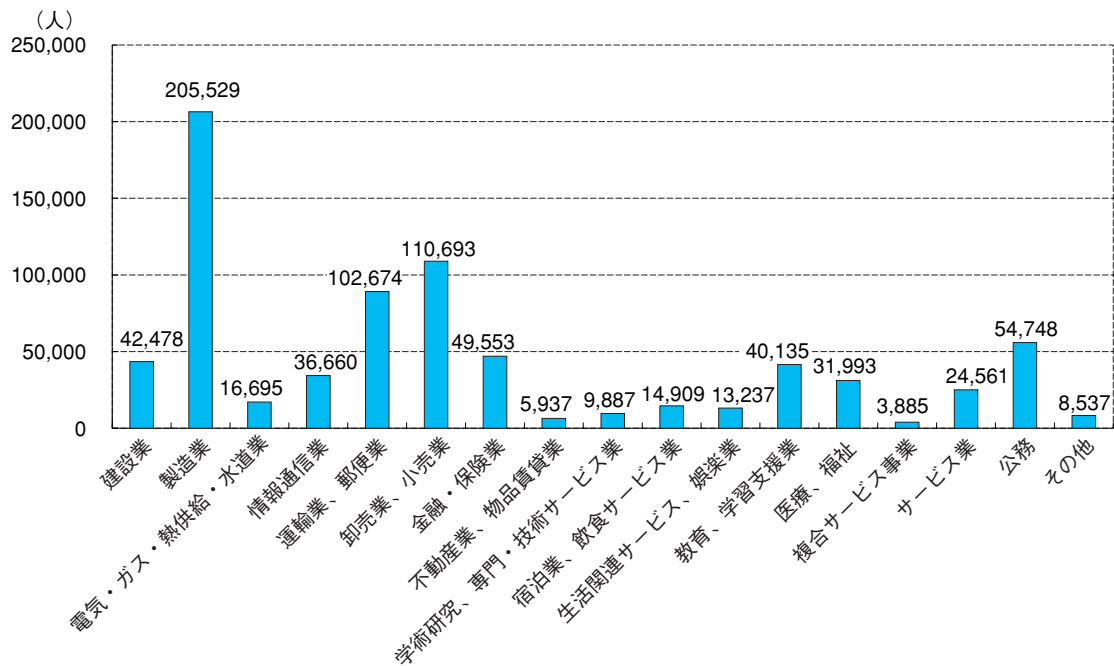
資料：大阪府「おおさかの労働組合」
厚生労働省「労働組合基礎調査」

図表Ⅲ－４－２ 推定組織率の推移(全国・大阪府)



資料：大阪府商工労働部「おおさかの労働組合」
厚生労働省「労働組合基礎調査」

図表Ⅲ－４－３ 産業別労働組合員数（大阪府 平成21年）



資料：大阪府商工労働部「おおさかの労働組合」

2 春季賃上げ

大阪府総合労働事務所が、平成21年5月15日時点で妥結している府内の495組合のうち、妥結額、平均賃

金、組合員数のすべてが明らかな391組合について集計を行った結果、妥結額は、加重平均で5,426円（賃上げ率1.80%）となり、前年を額で313円、賃上げ率で0.09ポイントそれぞれ下回り、ともに6年ぶりの減

図表Ⅲ－４－４ 春季賃上げ妥結額の推移（大阪府・全国）

区分 年	大 阪 府			全 国		
	賃上げ額 (円)	平均賃金 (円)	賃上げ率 (%)	賃上げ額 (円)	平均賃金 (円)	賃上げ率 (%)
平成17年	5,198 (4,682)	302,630 (282,720)	1.72 (1.66)	5,422	316,940	1.71
平成18年	5,388 (4,967)	300,008 (283,515)	1.80 (1.75)	5,661	316,723	1.79
平成19年	5,503 (5,251)	298,011 (282,313)	1.85 (1.86)	5,890	314,910	1.87
平成20年	5,739 (5,127)	303,502 (282,629)	1.89 (1.81)	6,149	308,948	1.99
平成21年	5,426 (4,686)	301,250 (285,064)	1.80 (1.64)	5,630	307,991	1.83
備 考	府内労働組合のうち、妥結額等を把握できた組合の加重平均 ()内は単純平均			全国主要企業(資本金10億円以上・従業員規模1,000人以上で労働組合がある企業)のうち、妥結額等を把握できた企業の加重平均		

資料：大阪府（大阪府商工労働部調）
全国（厚生労働省調）

少となった。また、単純平均による妥結額は、4,686円（同1.64%）となり、前年を額で441円、賃上げ率で0.17ポイントそれぞれ下回った（図表Ⅲ－４－４）。

妥結額を産業別にみると、製造業では5,436円（前年比698円減）、非製造業では、5,409円（前年比54円減）となった。

また、賃上げ率が全産業の平均賃上げ率（1.80%）を上回った産業は、「化学」（2.26%）、「輸送用機械器具」（2.14%）等で、下回ったものは「ゴム・皮革製

品」（0.73%）、「運輸業、郵便業」（1.29%）等となり、産業別でばらつきがみられた（図表Ⅲ－４－5）。

また、妥結額を企業規模別にみると、「1,000人以上（大手組合）」の妥結額を100とした場合、「300～999人（中堅組合）」が87.3（対前年比5.7ポイント減）、「299人以下（中小組合）」が71.7（同10.6ポイント減）となり、大手組合との妥結額の規模間格差は中堅・中小組合ともに拡大する結果となった（図表Ⅲ－４－6）。

図表Ⅲ－４－５ 産業別妥結状況（大阪府 加重平均）

	平成20年		平成21年		対前年同時期比較	
	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)	金額 (円)	増減率 (%)
全 産 業	5,739	1.89	5,426	1.80	▲465	▲7.6
製 造 業	6,052	2.07	5,436	1.83	▲698	▲11.0
食料品・たばこ	5,385	1.86	4,836	1.55	217	3.7
繊維、衣服	5,592	1.94	4,895	1.73	▲584	▲10.3
木材、家具・装飾品	4,465	1.56	x	x	x	x
パルプ・紙・紙加工品	4,476	1.59	4,793	1.82	98	2.1
印刷・同関連	4,801	1.67	x	x	x	x
化学	7,816	2.28	7,587	2.26	733	9.1
石油・石炭製品	x	x	x	x	x	x
プラスチック製品	5,583	2.12	4,277	1.90	▲1,607	▲23.6
ゴム、皮革製品	x	x	2,030	0.73	x	x
窯業・土石製品	5,386	1.93	5,490	1.83	x	x
鉄鋼	5,205	1.83	4,882	1.67	▲295	▲5.7
非鉄金属	4,286	1.58	3,813	1.42	▲453	▲10.7
金属製品	4,995	1.83	4,360	1.62	▲868	▲16.9
機械器具	6,146	2.03	5,047	1.65	▲1,258	▲19.8
電子部品・デバイス						
電気機械器具	5,386	2.04	4,660	1.72	▲1,102	▲19.0
情報通信機械器具						
輸送用機械器具	6,642	2.41	5,979	2.14	▲995	▲14.3
その他の製造	5,240	1.58	5,082	1.73	▲239	▲4.1
非 製 造 業	5,318	1.67	5,409	1.75	▲54	▲1.0
農林水産業	x	x	x	x	x	x
鉱業・採石・砂利						
建設業	x	x	5,234	1.76		
電気・ガス・熱供給・水道業						
情報通信業	7,950	1.98	7,342	1.85	▲420	▲5.4
うち、通信・放送	x	x	x	x	x	x
うち、情報サービス	x	x	x	x	x	x
うち、情報制作（出版等）	7,943	2.00	6,756	1.89	▲404	▲5.6
運輸業、郵便業	4,551	1.40	4,130	1.29	▲302	▲6.6
うち、私鉄・バス等	4,690	1.42	4,452	1.34	x	x
うち、道路貨物輸送	3,415	1.19	1,901	0.72	x	x
うち、郵便業						
うち、その他	4,083	1.60	3,144	1.33	▲770	▲18.7
卸売・小売業	5,557	1.97	5,692	1.98	▲44	▲0.7
金融・保険、不動産、物品賃貸業	3,327	1.64	x	x	x	x
うち、金融・保険業						
うち、不動産業	3,327	1.64	x	x	x	x
うち、物品賃貸業						
学術研究、専門・技術サービス業						
飲食店、宿泊業						
生活関連サービス業、娯楽業						
医療、福祉、教育、学習支援業	x	x	5,424	1.94	226	5.3
うち、教育・学習支援業			x	x		
うち、医療・福祉	x	x	x	x	226	5.3
複合サービス事業、サービス業	6,226	1.62	7,325	2.01	1,261	20.1
うち、複合サービス事業						
うち、自動車整備・機械修理	x	x	x	x	x	x
うち、賃貸・広告業	x	x	x	x	x	x
うち、その他	6,297	1.62	7,403	2.02	1,292	20.4

資料：大阪府商工労働部調

（注）集計組合が1又は2の場合は、当該の個別情報を秘匿するために「x」で表示しています。

また、秘匿した数字が差し引き計算により判明する場合には、さらに他の箇所を「x」で表示しています。

図表Ⅲ－４－６ 春季賃上げ企業規模別妥結状況（大阪府 加重平均）

企業規模	集計数		妥結額		賃上げ率		妥結額対前年比	
	平成20年 (件)	平成21年 (件)	平成20年 (件)	平成21年 (件)	平成20年 (件)	平成21年 (件)	金額 (円)	増減率 (%)
299人以下	294	201	4,887 (82.3)	4,076 (71.7)	1.81	1.53	▲903	▲18.0
300～999人	103	79	5,523 (93.0)	4,963 (87.3)	1.95	1.71	▲567	▲10.1
1,000人以上	108	111	5,936 (100.0)	5,688 (100.0)	1.89	1.85	▲382	▲6.0
総加重平均	505	391	5,739	5,426	1.89	1.80	▲465	▲7.6
総単純平均	505	391	5,127	4,686	1.81	1.64	▲566	▲10.7

資料：大阪府商工労働部調

(注) () は企業規模「1,000人以上」の妥結額を100とした場合の値

(注) 妥結額対前年比は、平成20年、21年ともに妥結額が明らかな組合における比較

3 夏季・年末一時金

(1) 夏季一時金

大阪府総合労働事務所が、平成21年7月1日時点で妥結している府内の465組合のうち、妥結額、平均賃金、組合員数のすべてが明らかな392組合について集計を

行った結果、妥結額は加重平均で64万5,586円（支給月数2.09か月）となり、前年を額で14万8,561円、支給月数で0.47か月下回り、妥結額、支給月数ともに7年ぶりの減少となった。また、単純平均では、55万1,643円（同1.92か月）となり、前年を額で9万2,120円、支給月数では0.32か月下回った（図表Ⅲ－４－7）。

図表Ⅲ－４－7 夏季一時金妥結額の推移（全国・大阪府）

年	区分	大阪府			全国		
		妥結額 (円)	伸び率 (%)	支給月数 (か月)	妥結額 (円)	伸び率 (%)	支給月数 (か月)
平成17年		604,422 (728,119)	6.5 (7.2)	2.10 (2.36)	466,764	3.1	1.83
平成18年		632,230 (772,533)	4.6 (6.1)	2.18 (2.48)	478,472	2.5	1.89
平成19年		644,400 (793,856)	1.9 (2.8)	2.23 (2.54)	491,008	1.4	1.94
平成20年		643,763 (794,147)	▲0.1 (0.0)	2.24 (2.56)	489,425	▲0.5	1.94
平成21年		551,643 (645,586)	▲14.3 (▲18.7)	1.92 (2.09)	—	—	—

資料：大阪府（大阪府商工労働部調） 全国（厚生労働省調）

(注) 大阪府の()内数字は加重平均

全国の数値は、中小・中堅企業（企業規模1000人未満）の数値（単純平均）

全国数値の伸び率は、集計対象企業のうち、前年と比較できる企業についての前年比を算出したものであり、今回の集計対象企業の妥結額と前回の集計企業の妥結額を単純に比較した前年比とは一致しない。

(2) 年末一時金

大阪府総合労働事務所が、平成21年12月7日時点で
妥結している府内の554組合のうち、妥結額、平均賃
金、組合員数のすべてが明らかな427組合について集
計を行った結果、妥結額は加重平均で65万7,096円

(支給月数2.13か月)となり、前年を額で11万5,830円、
支給月数では0.39か月、大きく下回った。また、単純
平均では、56万9,724円(同2.00か月)となり、前年を
額で6万9,848円、支給月数で0.24か月下回った(図表
Ⅲ-4-8)。

図表Ⅲ-4-8 年末一時金妥結額の推移(全国・大阪府)

年	区分	大 阪 府			全 国		
		妥結額 (円)	伸び率 (%)	支給月数 (か月)	妥結額 (円)	伸び率 (%)	支給月数 (か月)
平成17年		643,485 (735,383)	5.9 (2.6)	2.21 (2.38)	492,389	2.0	1.95
平成18年		649,464 (760,765)	0.9 (3.5)	2.25 (2.45)	507,421	2.7	2.01
平成19年		660,723 (776,260)	1.7 (2.0)	2.30 (2.52)	511,978	0.6	2.02
平成20年		639,572 (772,926)	▲3.2 (▲0.4)	2.24 (2.52)	497,363	▲2.9	1.98
平成21年		569,724 (657,096)	▲10.9 (▲15.0)	2.00 (2.13)	-	-	-

資料：大阪府(大阪府商工労働部調) 全国(厚生労働省調)

(注) 大阪府の()内数字は加重平均

全国の数値は、中小・中堅企業(企業規模1000人未満)の数値(単純平均)

全国数値の伸び率は、集計対象企業のうち、前年と比較できる企業についての前年比を算出したものであり、今回の集計対象企業の妥結額と前回の集計企業の妥結額を単純に比較した前年比とは一致しない。

■各労働団体の動き

平成20年度の経済情勢は、世界の金融資本市場の危機を契機に景気後退が見られ、外需面に加えて国内需要も停滞し、景気の下降局面を迎え、雇用情勢も急速に悪化した。各労働団体は、格差是正、労働条件の向上、ワークルールの確立、非正規労働者の連帯に向けた幅広いアピール活動とネットワークづくり等を運動の柱に据え、取り組みを進めた。

(1) 連合大阪

ア 大会における運動方針

連合大阪では、隔年で開催する定期大会において2年度間の運動方針を決定している。平成20年度はその中間年にあたり、平成20年10月24日に開催した第20回地方委員会において、前期1年間の活動結果を検証するとともに、平成19年10月26日に開催した第13回定期大会において決定した運動方針について、補強方針を立て、その実現に向けて全力を注ぐこととした。

第13回定期大会では、次の4点を重点課題として掲げている。

- (ア) 中小・地場の労働組合支援を通じ、働く仲間の拡大をめざす。(50万人連合大阪にむけて)
- (イ) 「見える」「あてにされる」「社会的影響力をもつ」連合大阪運動の実現にむけ、特に地域での運動を多くのネットワークのもと推進する。
- (ウ) すべての働く者の立場に立った、政策・制度要求、ワークルール確立の実現をめざす。
- (エ) 政治活動・選挙対策の取り組みと社会運動の強化

格差社会にストップをかけ、雇用・暮らし・社会保障制度等、本当に安心と信頼の社会の実現のために抜本的に政策転換を求めるとともに、解散総選挙において「政権交代」を実現し、政治を本当に国民の手に取り戻すべく、選挙活動にも大きな力を注ぐとした。

また、平成21年に結成20周年を迎え、「労働を中心とした福祉型社会」「セーフティネットの張り巡らされた安心・安全の社会」の実現にむけて、すべての働く人から「あてにされ」、「希望のもてる」連合大阪運動を、20年の集大成として実現で

きるよう総力をあげて取り組むとした。

イ 主な活動内容

政策制度運動に関しては、大阪府をはじめ府内各市町村に対して、次年度の政策・予算に関する要請を行った。

雇用・労働施策を進める活動として、「大阪雇用対策会議」「大阪労使会議」など大阪の雇用確保・安定に向けた従来からの枠組みの実効性を高める取り組みを引き続き行った。大阪労使会議で「『日本型ワーク・ライフ・バランス』の実現へ」をまとめ、内容の周知や、連合の「働き方改革宣言」の推進と併せて各組織での活用に努めた。また、大阪の最低賃金底上げにむけた「連合大阪リビングウェイズ額」設定に取り組んだ。

中小労働運動に関しては、地域ミニマム運動の要請と併せて中小組合支援に関する意見や情報を収集した。

男女平等運動については、職場でいかす改正男女雇用機会均等法の取組みとして、改正ポイントの資料を配布し、周知を図るとともに各職場の労働協約等に反映する取組みを行った。また、女性参画促進の取組みでは、第3次行動計画が終了したことから、進捗状況を検証し、さらなる女性参画の促進にむけ、第4次行動計画を策定した。

(2) 大阪労連

ア 大会における基本方針

大阪労連は、平成20年9月6日に開催した第37回定期大会において、「なくせ貧困！ いかそう憲法、生活危機突破、国民本位の政治を実現しよう！」というスローガンのもとに、次の点を具体的な課題として掲げ、取り組むこととした。

- (ア) 新たな段階を迎えた憲法闘争の強化
- (イ) 官民共同で賃金・権利闘争の新たな前進を
- (ウ) 大企業のほろ儲けの社会的還元、働くルールの確立を
- (エ) 構造改革・規制緩和、公務リストラに反撃するたたかい
- (オ) 社会保障拡充、消費税増税を許さないたたかい
- (カ) 国民的諸要求のたたかい
- (キ) 平和と民主主義、政治の民主的転換を
- (ク) 組織の拡大・強化、中期計画の推進、機能

強化、結成20周年事業のとりくみ

イ 主な活動内容

平成20年7月に改正された最低賃金法のもと、最低賃金の引き上げを求め、最低賃金闘争が展開された。宣伝、労働局交渉、昼休み決起集会などの労働局包囲行動、ハンガーストライキの決行、審議会傍聴などを行った。

非正規労働者の均等待遇実現をめざす取り組みでは、「自治体の臨時・非常勤職員の実態に係わる調査」、「公契約に係わる調査」を行い、闘争行動や、自治体、労働局、経済団体との懇談等に活用した。また、3月29日にヘルパー労組連絡会が結成された。

組織拡大・強化の推進としては、「組織拡大月間」を設け、統一宣伝行動を展開した。

憲法改悪反対、平和と民主主義を守るたたかいでは、憲法署名活動などを行った。

また、大阪府に対して、「日雇い派遣労働者らの緊急雇用対策要求」、「大阪府女性施策にかかわる要請書」、「非正規労働者のリストラに対し大阪府としての緊急施策を求める要請」などを提出した。

(3) 大阪全労協

ア 大会における基本方針

大阪全労協は、平成20年7月19日に第19回定期大会を開催し、各組合の取り組み課題の共有化、争議組合への支援強化、ユニオンぜんろうきょうの強化発展、小規模学習会の定例化、共闘の取り組みへのより一層の積極的、主体的参加を決定した。

イ 主な活動内容

労働審判相談センターにおいて労働相談を実施するとともに、ユニオンぜんろうきょうの体制の強化に取り組んだ。

また、不当解雇・雇止めなど解雇をめぐる裁判闘争、不当労働行為に対する府労働委員会への申立て、争議組合への支援を行うとともに、大阪市、大阪労働局との交渉を行った。

さらに、ピースウォークなど反戦平和の取り組みを行った。

■春季賃上げ時の労使の主張

連合は、「米国発の金融・経済危機は、急激な円高や株の乱高下を招き、春季生活闘争をめぐる環境は日増しに厳しさを増している。しかし、労働者生活は輸入インフレによる物価上昇によって実質賃金が減少しており、生活の維持が困難となっている。物価上昇分を労働者に負担させる現在の状況は、消費が低迷する日本の経済体質をさらに歪めることになる。」とし、2009年春季生活闘争を「今、労働組合に求められることは、物価上昇に見合った賃金引き上げを行い、自律的な経済発展へ転換を図っていくことであり、そのことが最大の景気対策となる。こうした取り組みによって、持続的成長を確保するとともに、安心できる社会保障制度の確立等によって国民の不安を解消していくべきである。」と8年ぶりにベア要求を行うこととした。

全ての組合が取り組む課題として、次の5つのミニマム運動課題を設定した。

- (1) 賃金カーブ維持分を確保したうえで、消費者物価上昇に見合うベアに取り組む。
- (2) パート労働者なども含めた全従業員を対象に、賃金をはじめとする待遇改善に取り組む。
- (3) 賃金の底上げをはかるため企業内最賃協定の締結と、その水準を引き上げる。
- (4) 長すぎる労働時間を是正するため総実労働時間の短縮をはかる。
- (5) 時間外・休日労働の割増率の引き上げに取り組む。

賃金課題への基本的な考え方として、賃金カーブ維持分を確保したうえで、物価上昇に見合うベアによって、勤労者の実質生活を維持・確保することを基本とし、マクロ経済の回復と内需拡大につながる労働側への成果配分の実現をめざすとともに、中小・下請労働者の格差是正、非正規労働者の処遇改善や正社員化に向けて産別の指導のもと取り組みを展開することとした。

また、中小・地場組合の賃金改善では、賃金水準の回復と底上げには、上げ幅だけではなく高さで測る実態賃金的水準を引き上げることが重要であるとし、組合員の賃金水準の低下を防ぎ改善をめざす取り組みとして、到達すべき（しているべき）水準値を参考指標として25歳で185,000円、30歳で210,000円、35歳で240,000円、40歳で

265,000円を示した。さらに、賃金要求目安として、賃金カーブの算定が可能な組合は、「賃金カーブ維持分、ベースアップ分、格差是正分の三段積み上げ方式」とし、賃金カーブの算定が困難な組合は、「9,000円以上（賃金カーブ維持分4,500円を含む）」とした。

また、パートタイム労働者等の待遇改善として、時間給の引き上げなど処遇改善に全力で取り組むこととした。

次に、全労連は、

- (1) 生活できる賃金、ベア獲得をめざす賃金闘争の課題とたたかい
- (2) 雇用破壊反対、働くルールの確立
- (3) 社会保障の充実を求め、消費税率引き上げ反対など国民共同のたたかい
- (4) 憲法改悪の策動をはね返し、守り、いかすたたかいの4本を柱に運動を展開することとした。

具体的には、「誰でも月額1万円以上、時間給100円以上の賃金改善要求目標案」を提起し、不

安定雇用の減少、非正規労働者の雇用確保、労働条件改善、「時給1000円」の実現、労働時間の短縮や労働時間管理の徹底などを求めるとした。

経団連が発表した「2009年版経営労働政策委員会報告」によると、賃金決定においては、「市場横断的なベースアップはもはやあり得ないことに加え、仕事・役割・貢献度を基軸とした賃金制度への見直しが求められる中、個別企業内における一律的なベースアップについても想定しにくい点に留意すべき」とし、「総額人件費の決定に際しては、自社の支払能力に即して判断されるべきであり、需給の短期的変動などによる一時的な業績変動は、賞与・一時金に反映させることが基本である。一方で、恒常的な生産性向上の裏付けのある付加価値の増加分については、特定層への重点的配分や人材確保など自社の実情を踏まえて総額人件費改定の原資とすることが考えられる。」とした。

4 大阪府労働委員会の動き

(1) 調整事件

①概説

平成21年に新規に係属した調整事件は68件で、前年より24件の増加となった。

労働争議の調整機能としては「あっせん」「調停」「仲裁」の三つに分かれるが、平成21年は、すべてがあっせんであった。

また、同年中の取扱件数は、前年からの繰越件数8件とあわせて76件であり、終結件数は67件で、9件が翌年に繰越しとなった（図表Ⅲ-4-9）。

②当事者

新規係属した調整事件を申請者別にみると、「組合側申請」が63件、「使用者側申請」が5件であった。次に、企業規模別にみると、従業員数49人以下の規模が29件（42.6%）、従業員50人～99人規模が10件（14.7%）、100人～299人規模が9件（13.2%）などとなっている（図表Ⅲ-4-10）。

また、産業分類別にみると、「卸売業・小売業」が13件（19.1%）、「製造業」、「運輸業、郵便業」が各12件（17.6%）、次いで「教育、学習支援業」が8件（11.8%）などとなっており、前年に比べ「製造業」の占める割合が増加している（図表Ⅲ-4-11）。

図表Ⅲ-4-9 調整事件取扱状況の推移（大阪府）

区 分	平成19年		平成20年		平成21年	
	件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)
前年からの繰越件数	8	13.6	10	18.5	8	10.5
新規申請件数	51(1)	86.4	44	81.5	68	89.5
合 計	59(1)	100.0	54	100.0	76	100.0
終 結 件 数	49(1)	83.1	46	85.2	67	88.2
翌年への繰越件数	10	16.9	8	14.8	9	11.8

資料：大阪府労働委員会調

(注) () 内の数字は、内数で調停事件の件数である。また、仲裁事件は、平成19年、20年、21年とも0件である。

図表Ⅲ-4-10 企業規模別申請件数（大阪府）

区 分	平成19年		平成20年		平成21年	
	件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)
49人以下	15	29.4	13	29.5	29	42.6
50人～99人	8	15.7	0	0.0	10	14.7
100人～299人	9	17.6	10	22.7	9	13.2
300人～499人	4	7.8	5	11.4	4	5.9
500人～999人	4	7.8	5	11.4	6	8.8
1,000人～1,999人	5	9.8	4	9.1	4	5.9
2,000人～4,999人	4	7.8	4	9.1	4	5.9
5,000人以上	2	3.9	3	6.8	2	2.9
合 計	51	100.0	44	100.0	68	100.0

資料：大阪府労働委員会調

図表Ⅲ-4-11 産業分類別申請件数（大阪府）

区 分	平成19年		平成20年		
	件数	比率(%)	件数	比率(%)	
建設業	1	2.0	1	2.3	
製 造 業	繊維・衣料	0	0.0	0	0.0
	印刷	0	0.0	0	0.0
	化学	0	0.0	0	0.0
	金属製品	1	2.0	0	0.0
	機械器具	0	0.0	0	0.0
	その他	9	17.6	1	2.3
	小計	10	19.6	1	2.3
電気・ガス・熱供給・水道業	1	2.0	0	0.0	
情報通信業	2	3.9	4	9.1	
運 輸 業	道路旅客運送	2	3.9	1	2.3
	道路貨物運送	3	5.9	5	11.4
	その他	2	3.9	0	0.0
	小計	7	13.7	6	13.6
卸売・小売業	1	2.0	5	11.4	
金融・保険業	0	0.0	0	0.0	
不動産業	0	0.0	0	0.0	
飲食店、宿泊業	1	2.0	4	9.1	
医療、福祉	12	23.5	6	13.6	
教育、学習支援業	11	21.6	8	18.2	
複合サービス事業	0	0.0	0	0.0	
サービス業	5	9.8	8	18.2	
その他 ※	0	0.0	1	2.3	
合 計	51	100.0	44	100.0	

区 分	平成21年		
	件数	比率(%)	
建設業	2	2.9	
製 造 業	繊維	0	0.0
	印刷	0	0.0
	化学	2	2.9
	金属製品	2	2.9
	機械器具	2	2.9
	その他	6	8.8
	小計	12	17.6
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0.0	
情報通信業	3	4.4	
運 輸 業・郵便業	道路旅客運送	4	5.9
	道路貨物運送	6	8.8
	その他	2	2.9
	小計	12	17.6
卸売業・小売業	13	19.1	
金融業、保険業	0	0.0	
不動産業、物品賃貸業	1	1.5	
学術研究、専門・技術サービス業	4	5.9	
宿泊業、飲食サービス業	2	2.9	
生活関連サービス業、娯楽業	0	0.0	
教育、学習支援業	8	11.8	
医療、福祉	6	8.8	
複合サービス業	0	0.0	
サービス業	4	5.9	
その他 ※	1	1.5	
合 計	68	100.0	

※その他は、農業、林業、漁業、鉱業、公務、分類不能の産業の合計とする。
 ※21年1月からは、日本標準産業分類第12回改定で分類しています。
 資料：大阪府労働委員会調

③事件内容

新規の調整事件を事項別にみると（1件の申請で複数の内容にわたるものがあるため、申請件数とは一致しない）、「賃金等」に関するものが48件（35.0%）と最も多く、次いで「経営・人事」が30件（21.9%）、「団交促進」が29件（21.2%）などとなっている。

また、申請件数1件当たりの調整事項数は2.0項目で、前年（2.3項目）より減少している（図表Ⅲ-4-12）。

④終結状況

終結状況についてみると、平成21年中に終結した調整事件は、前年の繰り越しを含め67件であり、これを終結態様別にみると、「取下げ」が23件（34.3%）、「調整による解決」が24件（35.8%）、「不調・打切り」が20件（被申請者辞退による打切り2件を含む）（29.9%）となっている。

また、調整員を指名した事件について、その解決率

図表Ⅲ－４－12 調整事項別申請件数（大阪府）

区 分		平成19年		平成20年		平成21年	
		件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)
組合承認・組合活動		5	4.5	3	2.9	4	2.9
協約締結・全面改定		7	6.4	1	1.0	2	1.5
協約効力・解釈		4	3.6	3	2.9	4	2.9
賃 金 等	賃金増額	9	8.2	5	4.9	5	3.6
	一時金	5	4.5	3	2.9	10	7.3
	諸手当	3	2.7	3	2.9	13	9.5
	その他賃金に関する事項	13	11.8	17	16.5	15	10.9
	退職一時金・年金	5	4.5	6	5.8	3	2.2
	解雇手当・休業手当	1	0.9	1	1.0	2	1.5
	小計	36	32.7	35	34.0	48	35.0
給 与 以 外 の 労 働 条 件	労働時間	5	4.5	0	0.0	2	1.5
	休日・休暇	2	1.8	1	1.0	4	2.9
	作業方法の変更	0	0.0	2	1.9	0	0.0
	定年制	1	0.9	2	1.9	0	0.0
	その他の労働条件	3	2.7	2	1.9	4	2.9
小計	11	10.0	7	6.8	10	7.3	
経 営 ・ 人 事	事業休廃止・縮小	0	0.0	2	1.9	1	0.7
	企業合併・営業譲渡	0	0.0	1	1.0	0	0.0
	人員整理	0	0.0	1	1.0	0	0.0
	配置転換	1	0.9	2	1.9	4	2.9
	解雇	9	8.2	6	5.8	11	8.0
	その他経営人事	10	9.1	8	7.8	14	10.2
小計	20	18.2	20	19.4	30	21.9	
福利厚生		0	0.0	2	1.9	4	2.9
団交促進		21	19.1	17	16.5	29	21.2
事前協議制		0	0.0	5	4.9	4	2.9
その他		6	5.5	10	9.7	2	1.5
合計		110	100.0	103	100.0	137	100.0

資料：大阪府労働委員会調

(注) 1件の申請で複数の内容にわたるものがあるため、本表の合計は申請件数と一致しない。

をみると、平成21年は54.5%であり、前年（63.0%）を8.5ポイント下回った（図表Ⅲ－4－13）。

(2) 審査事件

①概要

平成21年に不当労働行為（労働組合法第7条違反）

として救済申立てのあった事件（審査事件）数は85件で、前年と同数であった。

また、同年中の取扱件数は、前年からの繰越件数88件とあわせて173件であり、終結件数は92件で、81件が翌年に繰越しとなった。（図表Ⅲ－4－14）。

②当事者

新規申立てのあった審査事件を申立人別にみると、85件中、「組合」が83件（97.6%）、「組合・個人連名」が2件（2.4%）である。

次に、企業規模別にみると、例年と同様に、従業員「300人未満」が56件（65.9%）と多数を占めている。（図表Ⅲ-4-15）。

また、産業分類別にみると、「製造業」21件（24.7%）と最も多く、次いで「サービス業」12件（14.1%）、「卸売業・小売業」11件（12.9%）、「運輸業、郵便業」8件（9.4%）、「宿泊業、飲食サービス業」7件（8.2%）、「教育、学習支援業」7件（8.2%）と続いている（図表Ⅲ-4-16）。

③事件内容

新規の審査事件を労働組合法第7条の各号別にみると（1件の申立てで各号にわたるものがあるため、合計は申立件数と一致しない）、1号事件（組合活動を理由とする不利益取扱い等）が43件（30.1%）、2号事件（団体交渉拒否）が60件（42.0%）、3号事件（労働組合の結成・運営に関する支配介入等）が38件（26.6%）、4号事件（不当労働行為救済申立て等を理由とした不利益取扱い）が2件（1.4%）となっている（図表Ⅲ-4-17）。

また、具体的内訳を見ると、1号事件では、組合員であることによる解雇が18件と最も多く、3号事件では、「組合運営」に対する使用者の支配介入34件が最も多い（図表Ⅲ-4-18）。

④終結状況

終結状況についてみると、取扱件数173件のうち、平成21年中に終結した審査事件数は92件で、終結率（取扱件数に占める終結件数の割合）は53.2%となった。

また、終結態様別にみると、「関与和解」（労働委員会の関与により和解したもの）29件（31.5%）、「取下げ」（申立人の都合で取り下げられたもの）18件（19.6%）、「無関与和解」（当事者間で自主的に解決したもの）8件（8.7%）、「命令・決定」（救済若しくは棄却決定又は却下決定が交付されたもの）により終結した事件数は37件（40.2%）で、その内訳は、「全部救済」が9件（9.8%）、「一部救済」が6件（6.5%）、

「棄却」が12件（13.0%）、「却下」が10件（10.9%）となっている（図表Ⅲ-4-19）。

「命令・決定」による終結件数の37件には併合事件が含まれるため、実際に命令書を交付した件数は29件となっている。これら29件のうち、平成21年中に中央労働委員会へ再審査が申し立てられたものが15件、行政訴訟が提起されたものが3件、再審査申立て及び行政訴訟提起がなされず大阪府労働委員会の命令が確定したもの（再審査申立て及び行政訴訟提起の期間中のものを含む）が11件であった。

5 労働相談

大阪府商工労働部に寄せられた労働者や事業主などからの労働相談の状況を見ると、平成20年度は1万4,088件で前年度に比べ389件、2.8%の増加となった（図表Ⅲ-4-20）。

内容についてみると、「解雇された」「労働契約」「賃金を払ってくれない」といった『労働条件』に関する相談が8,528件（構成比60.5%）と最も多く、次いで「雇用保険（失業給付）等について知りたい」といった『勤労者福祉』に関する相談が1,520件（同10.8%）となっており、雇用形態の多様化や厳しい雇用・労働環境を反映した相談が多くなっている。なお、職場におけるセクシュアルハラスメントに関する相談は、276件（同2.0%）となっている（図表Ⅲ-4-21）。

就労状況別にみると、正社員が7,346件（構成比52.1%）と最も多く、次いでパート・アルバイトが2,047件（同14.5%）、使用者側が1,685件（同12.0%）となっている。これを前年度と比較すると、正社員からの相談が最も増加し（1,232件増）、一方、パート・アルバイトからの相談は776件、派遣労働者からの相談は145件、減少した。（図表Ⅲ-4-22）。

企業規模別にみると、10人未満が1,984件（構成比14.1%）、10～29人が1,815件（12.9%）、30～99人が1,382件（同9.8%）、100～299人が1,003件（同7.1%）、300人以上が1,495件（同10.6%）となり、30人未満の企業で3,799件（同27.0%）と規模の小さな企業の相談が多い。（図表Ⅲ-4-23）。

図表Ⅲ－４－13 調整事件終結状況の推移（大阪府）

区 分	平成19年		平成20年		平成21年	
	件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)
調整開始前取下げ	25	51.0	16	34.8	22	32.8
調整開始後取下げ	1	2.0	3	6.5	1	1.5
調整による解決(A)	16	32.7	17	37.0	24	35.8
不調・打切り(B)	7	14.3	10	21.7	20(2)	29.9
不 開 始	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計	49	100.0	46	100.0	67	100.0
解決率(A/A+B)	69.6%		63.0%		54.5%	

注：() 内の数字は、「被申請者辞退による打切り」で内数
資料：大阪府労働委員会調

図表Ⅲ－４－14 審査事件取扱状況の推移（大阪府）

区 分	平成19年		平成20年		平成21年	
	件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)
前年からの繰越件数	93	55.0	73	46.2	88	50.9
新規申立件数	76	45.0	85	53.8	85	49.1
合計(取扱件数)	169	100.0	158	100.0	173	100.0
終 結 件 数	96	56.8	70	44.3	92	53.2
翌年への繰越件数	73	43.2	88	55.7	81	46.8

資料：大阪府労働委員会調

図表Ⅲ－４－15 企業規模別申立件数（大阪府）

区 分	平成19年		平成20年		平成21年	
	件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)
49人以下	32	42.7	24	28.2	33	38.8
50人～99人	8	10.7	11	12.9	9	10.6
100人～299人	11	14.7	15	17.6	14	16.5
300人～499人	4	5.3	8	9.4	2	2.4
500人～999人	6	8.0	3	3.5	13	15.3
1,000人～1,999人	7	9.3	7	8.2	6	7.1
2,000人～4,999人	5	6.7	4	4.7	6	7.1
5,000人以上	2	2.7	13	15.3	2	2.4
合 計	75	100.0	85	100.0	85	100.0

資料：大阪府労働委員会調

図表Ⅲ－4－16 産業分類別申請件数（大阪府）

区 分		平成19年		平成20年	
		件数	比率(%)	件数	比率(%)
建設業		4	5.3	4	4.7
製造業	繊維・衣料	2	2.6	0	0.0
	印刷	0	0.0	0	0.0
	化学	1	1.3	3	3.5
	金属製品	2	2.6	1	1.2
	機械器具	4	5.3	2	2.4
	その他	11	14.5	14	16.5
	小計	20	26.3	20	23.5
電気・ガス・熱供給・水道業		0	0.0	0	0.0
情報通信業		3	3.9	5	5.9
運輸業	道路旅客運送	5	6.6	1	1.2
	道路貨物運送	5	6.6	9	10.6
	その他	1	1.3	0	0.0
	小計	11	14.5	10	11.8
卸売・小売業		9	11.8	9	10.6
金融・保険業		1	1.3	0	0.0
不動産業		0	0.0	1	1.2
飲食店、宿泊業		1	1.3	2	2.4
医療、福祉		6	7.9	5	5.9
教育、学習支援業		3	3.9	8	9.4
複合サービス事業		0	0.0	0	0.0
サービス業		16	21.1	14	16.5
その他※		2	2.6	7	8.2
合計		76	100.0	85	100.0

区 分		平成21年	
		件数	比率(%)
建設業		6	7.1
製造業	繊維	2	2.4
	印刷	0	0.0
	化学	1	1.2
	金属製品	1	1.2
	機械器具	8	9.4
	その他	9	10.6
	小計	21	24.7
電気・ガス・熱供給・水道業		0	0.0
情報通信業		6	7.1
運輸業・郵便業	道路旅客運送	1	1.2
	道路貨物運送	6	7.1
	その他	1	1.2
	小計	8	9.4
卸売業・小売業		11	12.9
金融業、保険業		1	1.2
不動産業、物品賃貸業		1	1.2
学術研究、専門・技術サービス業		1	1.2
宿泊業、飲食サービス業		7	8.2
生活関連サービス業、娯楽業		1	1.2
教育、学習支援業		7	8.2
医療、福祉		2	2.4
複合サービス業		0	0.0
サービス業		12	14.1
その他※		1	1.2
合計		85	100.0

※その他は、農業、林業、漁業、鉱業、公務、分類不能の産業の合計とする。
 ※21年1月からは、日本標準産業分類第12回改定で分類しています。
 資料：大阪府労働委員会調

図表Ⅲ－４－17 労働組合法第7条各号別申立件数

区 分	平成19年		平成20年		平成21年	
	件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)
1 号	39	31.7	50	31.8	43	30.1
2 号	47	38.2	60	38.2	60	42.0
3 号	33	26.8	40	25.5	38	26.6
4 号	4	3.3	7	4.5	2	1.4
合 計	123	100.0	157	100.0	143	100.0

資料：大阪府労働委員会調

(注) 1件の申立てで多くの内容にわたるものがあるため、本表の申立件数は他表の申立件数と一致しない。

図表Ⅲ－４－18 労働組合法第7条各号内容別申立件数

区 分			平成19年		平成20年		平成21年	
			件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)
1号	解 雇	組合員であること	14	11.5	10	6.2	18	12.4
		組 合 加 入	2	1.6	8	5.0	2	1.4
		組 合 結 成	0	0.0	0	0.0	1	0.7
		組 合 活 動	1	0.8	1	0.6	0	0.0
	その他不利益取扱い	組合員であること	15	12.3	26	16.1	16	11.0
		組 合 加 入	6	4.9	5	3.1	6	4.1
		組 合 結 成	1	0.8	1	0.6	1	0.7
		組 合 活 動	0	0.0	3	1.9	1	0.7
		黄 犬 契 約	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2号		団 体 交 渉 拒 否	47	38.5	60	37.3	61	42.1
3号	支 配 介 入	組 合 結 成	1	0.8	3	1.9	3	2.1
		組 合 運 営	31	25.4	37	23.0	34	23.4
		経 費 上 の 援 助	0	0.0	0	0.0	0	0.0
4号		不 当 労 働 行 為 救 済 申 立 て 等 に か か る 不 利 益 取 扱 い	4	3.3	7	4.3	2	1.4
合 計			122	100.0	161	100.0	145	100.0

資料：大阪府労働委員会調

(注) 1. 1件の申立てで多くの内容にわたるものがあるため、本表の申立件数は他表の申立件数と一致しない。

また、同理由により、本表における各号別の合計件数についても、図表Ⅲ－４－17と一致しない。

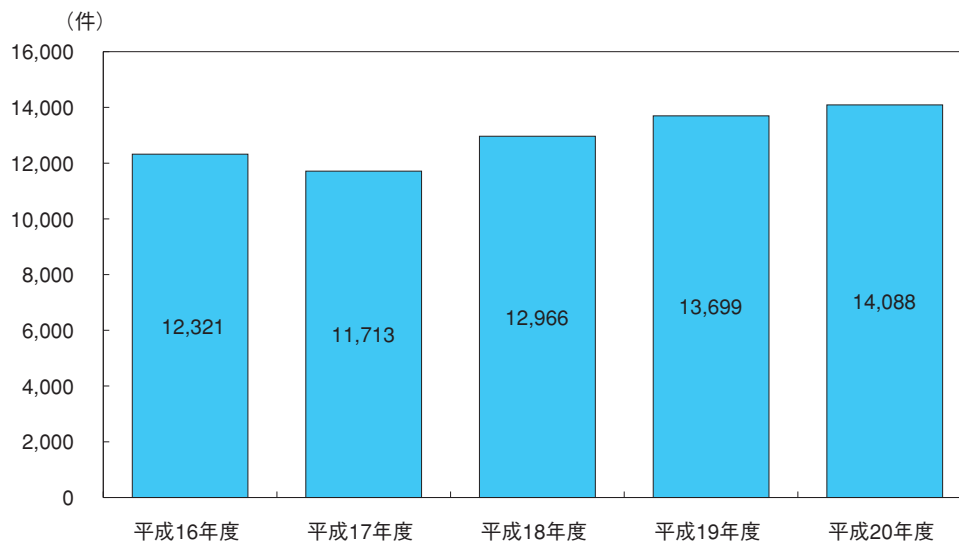
2. 黄犬契約とは、労働者が労働組合に加入せず、若しくは労働組合から脱退することを雇用条件とすることをいう。

図表Ⅲ－4－19 終結態様別終結件数（大阪府）

区分		平成19年		平成20年		平成21年	
		件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)
移	送	0	0.0	0	0.0	0	0.0
却	下	4	4.2	3	4.3	10	10.9
取	下	18	18.8	8	11.4	18	19.6
和解	関 与 和 解	22	22.9	27	38.6	29	31.5
	無 関 与 和 解	10	10.4	5	7.1	8	8.7
	小 計	32	33.3	32	45.7	37	40.2
命令	全 部 救 済	10	10.4	7	10.0	9	9.8
	一 部 救 済	8	8.3	7	10.0	6	6.5
	棄 却	24	25.0	13	18.6	12	13.0
	小 計	42	43.8	27	38.6	27	29.3
合 計 (A)		96	100.0	70	100.0	92	100.0
取 扱 件 数 (B)		169		158		173	
終 結 率 (A/B)		56.8%		44.3%		53.2%	

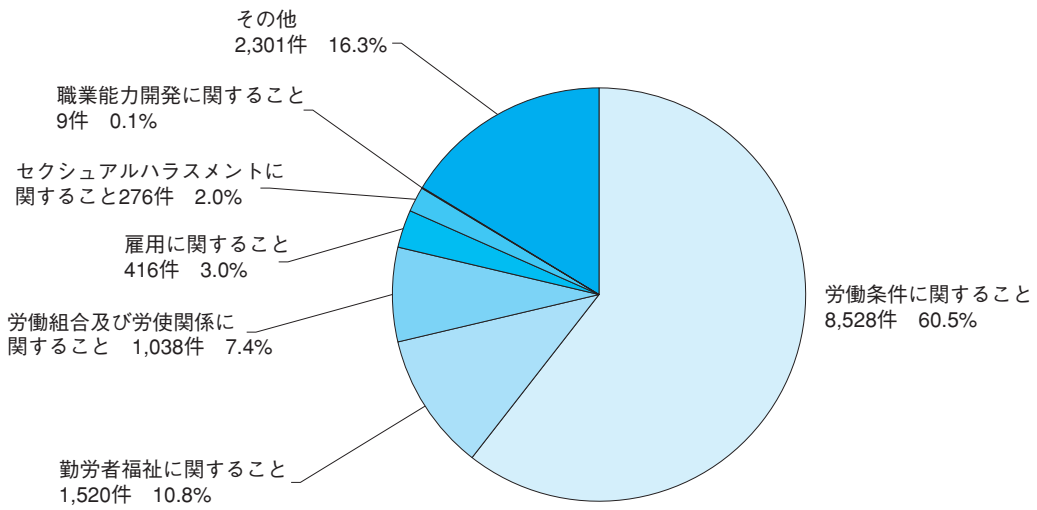
資料：大阪府労働委員会調

図表Ⅲ－4－20 年間労働相談件数の推移（大阪府）



資料：大阪府商工労働部調

図表Ⅲ－４－21 平成20年度労働相談の内容（大阪府）



資料：大阪府商工労働部調

図表Ⅲ－４－22 就労状況別労働相談件数の推移（大阪府）

	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
使用者側	1,873	15.2%	1,558	13.3%	1,934	14.9%	1,741	12.7%	1,685	12.0%
労働者側	10,448	84.8%	10,155	86.7%	11,032	85.1%	11,958	87.3%	12,403	88.0%
正社員	6,473	52.5%	6,292	53.7%	6,389	49.3%	6,114	44.6%	7,346	52.1%
非正規労働者	3,128	25.4%	3,014	25.7%	3,698	28.5%	4,527	33.0%	3,694	26.2%
パート・アルバイト	2,108	17.1%	1,891	16.1%	2,528	19.5%	2,823	20.6%	2,047	14.5%
派遣労働者	414	3.4%	442	3.8%	557	4.3%	828	6.0%	683	4.8%
契約社員	606	4.9%	681	5.8%	613	4.7%	876	6.4%	964	6.8%
その他※1	711	5.8%	768	6.6%	876	6.8%	1,247	9.1%	1,249	8.9%
無職	136	1.1%	81	0.7%	69	0.5%	70	0.5%	114	0.8%
合計	12,321	100.0%	11,713	100.0%	12,966	100.0%	13,699	100.0%	14,088	100.0%

※1 就労状況未確認の者、請負契約など
資料：大阪府商工労働部調

図表Ⅲ－４－23 企業規模別労働相談件数の推移（大阪府）

	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
30人未満	3,197	25.9%	2,860	24.4%	3,560	27.5%	3,083	22.5%	3,799	27.0%
10人未満	1,687	13.7%	1,638	14.0%	1,960	15.1%	1,622	11.8%	1,984	14.1%
10～29人	1,510	12.3%	1,222	10.4%	1,600	12.3%	1,461	10.7%	1,815	12.9%
30～99人	1,590	12.9%	1,388	11.9%	1,379	10.6%	1,673	12.2%	1,382	9.8%
100～299人	1,189	9.7%	814	6.9%	1,635	12.6%	1,466	10.7%	1,003	7.1%
300人以上	1,874	15.2%	1,815	15.5%	1,718	13.3%	2,057	15.0%	1,495	10.6%
その他	4,471	36.3%	4,836	41.3%	4,674	36.0%	5,420	39.6%	6,409	45.5%
合計	12,321	100.0%	11,713	100.0%	12,966	100.0%	13,699	100.0%	14,088	100.0%

資料：大阪府商工労働部調

